## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	薬事管理課	整理番号	6-5
処分の種類	登録の取消し及び業務停止				
根拠法令条例等· 条項	毒物及び劇物取締法第19条第4項				
処分の概要	毒物劇物製業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者に対する登録等の取消し及び 業務停止				
処分基準(未設定の場合はその理由)	に基づく登録又は 【参考】 第19条 4 都道府県知事 処分に違反する行 から第3号までに	許可取消し及び第 は、毒物劇物営業 う為があつたとき( 該当するに至つた	最長野県衛生部長道 養務停止処分基準の 養者又は特定毒物・ 特定毒物研究者に を含む。) 定めて、業務の全	の制定について」に 研究者にこの法律 ついては、第6条に その営業の登録若	こ記載のとおり。 又はこれに基づく の2第3項第1号 しくは特定毒物研
基準の制定根拠					